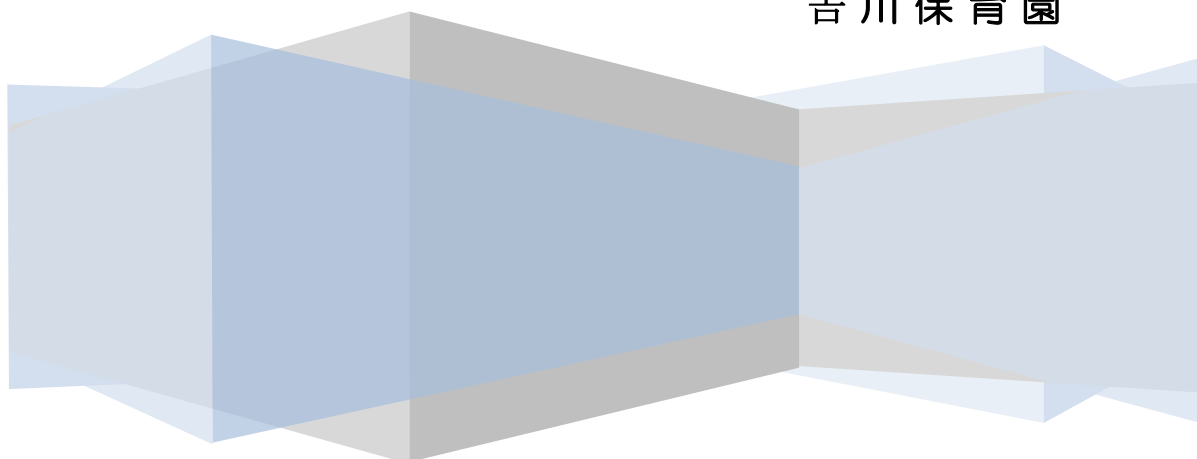


重要事項説明書 兼 同意書

2025年 4月

社会福祉法人 さかえの会
吉川 保育園



吉川保育園 重要事項説明書

保育の取組にあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称 社会福祉法人 さかえの会
代表者氏名 理事長 細野 幸枝
事業者の所在地 加須市騎西 352番地 2
事業者の連絡先 0480-73-5102

2. 利用施設

施設の種類 保育園
施設の名称 吉川保育園
施設の所在地 加須市騎西 352番地 2号
電話番号 0480-73-5102 FAX 0480-73-5204
管理者 園長 細野 幸枝
開設年月日 昭和 55年 4月 1日
利用定員 50名

(年齢別)

・0歳児	・1歳児	・2歳児	・3歳児	・4歳児	・5歳児
3名	8名	9名	10名	10名	10名

取扱う保育事業 ・特定教育・保育 ・養護と教育の一体的な提供 ・食事の提供 ・一時預かり保育
・子育て家庭に対する支援 ・延長保育 ・子育て支援

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的 当園は保護者の就労を支援し、すべての子供達の健やかな成長発達と幸福の為、適切な運営を確保する人員及び運営管理に関する事項を定め、適正な保育・教育を提供することを目的とします。

保育運営方針 1)当園は、保育所保育方針(平成29年3月31日厚労省告示117)を踏まえ、適切な内容の保育・教育の提供を行い、入園児総てが健やかに成長する為に必要とする、適切な保育環境を確保することを目指します。

2)保育・教育の提供に当たって、子供の最善の利益を考慮し、子供一人一人の意思や人格を尊重しつつ、保育士と保護者が子供の成長の喜びを共感出来るよう、保育・教育の提供に努めます。

3)当園は、園を取巻く地域の人々や行政機関・その他の機関と連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て支援の向上に努めます。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	1176.94 m ²	園庭	382.0 m ²
建物	構造	鉄骨造鋼板ぶき2階建	建屋延面積	662.85 m ²
施設の内容	保育室	149.76 m ²	医務室	12.08m ²
	乳児室	84.10 m ²	子育て支援室	18.38m ²
	調理室	29.50 m ²		
設備の種類	・冷暖房設備 ・屋外プール ・屋外遊具 ・バス			
その他	駐車場 707.0 m ²			

5. 職員構成

(2025年4月現在)

	職 務 の 内 容	人 員	備 考
園 長	保育・教育の質の確保、職員の資質向上の推進、施設全般の管理運営を行います。	1人	
保 育 士	園の保育計画の立案計画立案に参画し、方針に基づく保育・教育を一体的に実施します。	16人	
栄養士・調理員	園児の健全な発育発達を目指した安全な献立を作成し、調理を実施します。	3人	
嘱 託 医	園児の心身の健康管理を行う為、定期健康診断の実施と、職員や保護者への指導を行います。	1人	
嘱託歯科医	園児の定期健康歯科検診の実施と、職員や保護者への指導を行います。	1人	
事 務 員	園の運営管理に必要な事務処理や雑務等を行います。	2人	

6. 保育提供時間及び休園日

保 育 区 分	保育提供時間	延長保育時間
標準時間保育曜日 (月～金曜日)	7:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00
標準時間保育曜日 (土曜日)	7:00 ～ 18:00	
短時間保育曜日 (月～金曜日)	8:00 ～ 16:00	7:00 ～ 8:00 16:00 ～ 19:00
短時間保育曜日 (土曜日)	8:00 ～ 16:00	7:00 ～ 8:00 16:00 ～ 18:00
休 園 日	日曜日・祝祭日 年末年始・その他(園の指定日)	

※延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に別途保育料が必要となります。

《 標準保育の延長保育時間 》	18:00 ～ 19:00	15分	100円
《 短時間保育の延長保育時間 》	7:00 ～ 8:00	15分	100円
	16:00 ～ 18:00	15分	100円

※入園当初5日以上「ならし保育」期間は上記表の保育時間とは異なる為、降園時の時間については、入園手続き時に別途説明します。

(保護者の意向によって慣らし保育をしない事もあります。)

7. 給食の提供について

食事・おやつは園内の調理室で安心・安全をめざし、旬の食材を取り入れた素材の味を味わえるよう、手作りによる完全給食を実施しております。

- ① 当園での自主調理をしております。
- ② アレルギー対応につきまして、保護者との事前連絡・協議により実施しております。
- ③ 衛生管理等については、集団給食施設届出を保健所提出済みの施設として維持管理を徹底しております。
- ④ 栄養士による献立表を保護者へ配布しております。

8. 利用料

利用者負担(月額保育料)	当園利用の保護者が居住する市町村が定める利用者負担
上乗せ徴収	無し
保育・教育の提供に係わる利用負担	後頁添付別表に記載する費用を負担戴きます。
その他	前記6項の延長保育に係わる費用。

※保育料以外の利用料支払いについて、毎月10日締めめの現金支払いとしクラス担任へ納入して戴きます。

※保育料以外の利用料等の未納分について、退園後も当園に支払う義務を負うものとします。

9. 施設利用の開始について

当園では、加須市の利用調整に基づき、当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等の説明を受け、同意された後に保育の提供を開始します。

尚、入園にあたり別途、資料があります。

10. 施設利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 園児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

12. 緊急時の対応方法

保育中、園児に体調の急変があった場合には、速やかに緊急連絡先及び保護者へ連絡を行い、医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を行います。

13. 賠償責任保険の加入

利用園児に対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

当園では以下の保険に加入しています。

保 険 会 社	東京海上火災保険株式会社
保 険 の 種 類	全国私立保育連盟「ほいくの保険」
保 険 の 内 容	園児傷害保険・施設賠償保険
保 険 金 額	【賠償額】対人1名に1億円／1事故7億円を上限 対物損は1事故上限200万円

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、防災マニュアルにより対応します。
避難訓練	震・火災を想定した避難訓練を月1回実施 ・水害訓練年4回
防災設備	消火器 6台 屋内消火栓設備 自動火災報知設備誘 非常警報設備器具 : 火災報知機 3基 誘導灯 7 灯
避難場所	第一避難場所：園裏側駐車場、 第二避難場所：第2駐車場

15. 保育内容に関する相談・要望・苦情

当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員等の苦情受付窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めます。

その結果、必要な改善を行います。対応、改善策については記録をし、開示し改善に繋がります。

受付担当者	相川 有彩
解決責任者	細野 幸枝
利用時間	午前8時30分～午後5時
連絡先	電話 048-73-5102 FAX 048-73-5204
第三者委員	(株)アイギス 電話 0120-915-570 (月～土 ※祝日を除く) 保育園の相談窓口を常設し、対応をする専門会社 前田 綾子 電話 058-389-2065 くさぶえ保育園園長

16. 個人情報の保護に関する基本方針

個人情報保護法に基づき、個人情報を扱う園として守るべき義務を遵守することを基本とします。なお、転園の際に園児要録の移送等、個人情報の伝達がある場合があります。

17. 秘密の保持

当園の職員は、業務上知り得た園児・保護者の情報(秘密)を、外部に漏洩することを禁止しております。

別 表

『 保育・教育の提供に要する実費に係わる利用者負担金 』

	年 齢	項 目	内 容・目 的	負 担 金 額(円)
1.	0・1歳児	・教材補助費	・描画紙 等	500 円/月
2.	2 歳児	・教育補助費 ・絵本代	・描画紙 等 ・絵本	500 円/月 420 円/月
3.	3 歳児	・教育補助費 ・絵本代 ・主食 ・副食	・描画紙 等 ・絵本 ・主食(米飯等) ・副食(おかず・おやつ・お茶)	500 円/月 420 円/月 1200 円/月 4800 円/月
4.	4 歳児 以上	・教育補助費 ・絵本代 ・主食 ・副食 ・年長活動費 (積立金)	・描画紙 等 ・絵本 ・主食(米飯等) ・副食(おかず・おやつ・お茶) ・年長活動費 (粘土・こま・まり・絵具・遠足お泊 り保育・観劇代 等)	500 円/月 420 円/月 1200 円/月 4800円/月 4・5歳児 2500 円/月
5.	延 長 料 金		延長保育(15分毎)	100 円
6.	観光バス代		遠足代(高速道路含)	バス会社請求書 明細金額÷人数
7.	保育園の 布団一式代		保育園の布団、シーツ、毛布 タオルケットを利用する場合 保育園の布団、シーツ、毛布 タオルケットを破損し交換す る場合	5000円/利用時 (通期) 2000円/1回

※1 物価によって、多少変動があります。

※2 月刊絵本を希望しない方は、担任まで申し出て下さい。

※3 上記4項「年長児活動費積立金」については、使用した場合その都度「園
だより」にて随時領収書付で会計報告をし、年度末にも会計報告を実施します。

※4 上記6項 遠足用「観光バス代」に関しても上記※3に準じます。